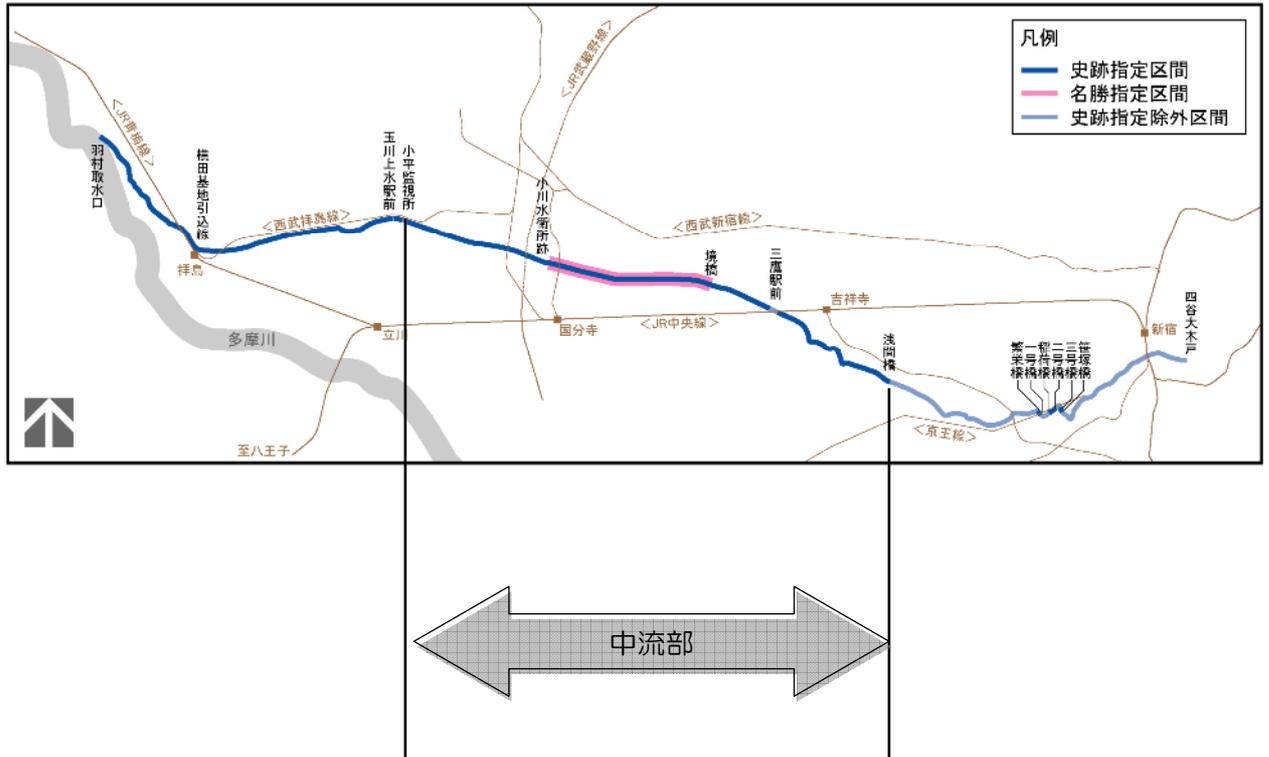


V 附屬資料

附属資料1 史跡・名勝指定区間図



附属資料2 現状変更等に係る行為に対する許可等の取扱方針一覧

現状変更に係る行為に対する許可等の区分	許可・届出を必要としない行為	届出による対応で、許可を必要としない行為
現状変更に係る行為の分類	保存管理としての維持管理	保存管理としての復旧（修理）
現状変更に係る行為に対する許可等の取扱方針	① 史跡と名勝の保存に係る「維持管理」は、許可・届出を必要としない行為と捉え、継続できるようにする。	② 史跡と名勝の価値を継承するための「復旧（修理）」は、届出による対応で、許可を必要としない行為と捉え、史跡と名勝の保存に影響のない範囲で行う。
具体的な現状変更等に係る行為	<p>ア 水路機能維持のための管理行為</p> <ul style="list-style-type: none"> 水路の維持管理（芥揚げ・水路清掃・浚渫・水路内の土砂等堆積物や植物（シュロ、アオキ等）の除去）等 分水施設の手動バルブの保守点検・日常的な補修等 <p>イ 小金井サクラのための管理行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ヤマザクラの剪定、添え木等の設置、病虫害防除、清掃、施肥等 <p>ウ その他の維持管理行為</p> <ul style="list-style-type: none"> 水衛所跡や第2水門、スクリーン等の近代水道関連施設における日常的な補修、清掃等 橋梁の日常的な補修（塗装の同系色での塗替を含む）、橋面や高欄が破損した場合の応急措置、橋面清掃、保守点検等 横断管路等の日常的な補修（塗装の同系色での塗替を含む）、破損した場合の応急措置等 柵や境界石等、管理施設の日常的な補修（塗装の同系色での塗替、同材かつ同基礎位置（同じ深さ）での一部取替を含む）、破損した場合の応急措置等 街灯やカーブミラーの清掃、保守点検等 標識・信号機等の日常的な補修（塗装の同系色での塗替、同材かつ同基礎位置（同じ深さ）での一部取替を含む）、破損した場合の応急措置等 植栽木等（サクラ並木、その他の植栽木、植栽植物）の枯損木伐採、倒木・落枝等の除去、支障枝剪定、植栽木刈込み、サクラの病虫害防除等 植生（樹林地）の日常的な手入れ（枯損木・倒木処理、支障枝剪定、枯枝清掃）、ツル切り、下刈り、植生（草地）の草刈り等 <p>エ 非常災害時に必要な応急措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震や豪雨等の非常災害時に、構成要素のき損や滅失を未然に防止するため行う応急的な措置 	<p>ア 水路機能維持のための復旧（修理）</p> <ul style="list-style-type: none"> 水路内の崩壊土砂の除去、漏水や法面・護岸の崩壊・洗掘箇所における木柵工・土のうでの応急的な措置と盛土による原状復旧（修理） 分水施設の崩壊（今も分水機能がある場合には、設備の不備により分水機能に支障をきたしている場合を含む）や老朽化した箇所における原状復旧（修理） 法面・護岸保護工施工箇所のき損・劣化箇所における原状復旧（修理）等 <p>イ 小金井サクラのための復旧（修理）</p> <ul style="list-style-type: none"> 傾いたり折損したりしたヤマザクラの応急的な措置

許可を得る必要がある行為	
保存管理としての改良（保存整備） 及び改良（活用整備）	公益上必要な施設に係る新規整備
<p>③ き損や劣化防止のための「改良（保存整備）」と、史跡と名勝の活用に資する「改良（活用整備）」は、許可を得る必要がある行為と捉え、史跡と名勝の価値と共存を図ることを前提に、関係機関と協議を行い、許可を得る。</p>	<p>④ 公益上必要な施設に係る新規整備は、許可を得る必要がある行為と捉え、史跡と名勝の価値と共存を図ることを前提に、関係機関と協議を行い、許可を得る。</p>
<p>ア 水路の改修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法面・護岸の崩落防止のための整備や、活用に資する再現のための整備等 <p>イ 小金井サクラのための保存整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ヤマザクラ更新のための植栽 ・ 枯死したヤマザクラの伐採や抜根等 ・ ヤマザクラの生育回復のための土壌改良 <p>ウ 史跡指定範囲内のその他施設における改良</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第2水門、スクリーン等近代水道関連施設における導水路機能に支障をきたす崩壊等に対応した補修等 ・ 石碑類の倒壊、基礎の劣化等を修復するための保存整備 <p>エ 建築物の新築・増築・改修・補修・撤去</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 活用に寄与する施設の新築（増築・改修・撤去）等 <p>オ 道路や橋梁の改修・補修・撤去（架け替えは「公益上必要な施設に係る新規整備」に含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存の道路・橋梁の老朽化等により必要となる改修・補修 ・ 公益上の機能を終え、必要性がなくなった道路・橋梁の撤去 <p>カ 横断管路や道路の附属物等の改修・補修・撤去（付け替えは「公益上必要な施設に係る新規整備」に含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存の横断管路、道路の附属物の改修・補修・撤去 <p>キ 史跡の管理や活用に必要な施設の新設・改修・補修・撤去</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 柵や境界石等の管理施設や説明板等、活用のために必要な施設の新設・改修・補修・撤去 <p>ク 植生における木竹等の伐採・抜根、及び植栽</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 史跡に影響を及ぼす危険性がある木竹等の伐採 ・ 上記と同一の理由による木竹等の抜根（除去） ・ 活用のための樹木や草花等の植栽 ・ 草地の流亡等により裸地化した法面の草地への改良、衰退した貴重な植物の再生 <p>ケ 上記以外における、土地や水路の形状変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学術調査を目的とした発掘調査等 	<p>ア 道路や橋梁の新設・架け替え（拡幅を含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公益上必要な道路・橋梁の新設や架け替え（拡幅）等 <p>イ 横断管路や道路の附属物等の新設・付け替え</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公益上必要なガス・電気・排水等の横断管路や標識・信号機等、道路の附属物、史跡保存のための解説板等の新設・付け替え

附属資料3 現状変更の取扱基準の内容

ア 現状変更（軽微な現状変更以外のもの：文化庁長官の許可が求められる行為）

改良（保存整備）

1) 水路の改修（保存のための整備等）

- ・整備の必要性を明らかにし、史跡への影響が最小限となる範囲で現状変更を許可する。

2) 道路・橋梁の改修・撤去

- ・事業の必要性と史跡保護の必要性との調和点を明らかにし、史跡及び水路機能への影響が少なくなるよう最大限配慮する。
- ・周辺景観等との調和を図った形態・素材・色彩とする。
- ・撤去にあわせ、事業者が事前に十分な情報収集を行い、必要に応じて現状変更の許可を得たうえで試掘を行い、地下遺構の有無を確認する。

3) 植生における木竹等の抜根

- ・史跡や水路機能への影響が最小限となる範囲で抜根を行う。
- ・計画、設計段階で現状変更について協議を行うとともに、事業者が事前に現状変更の許可を得たうえで試掘を行い、地下遺構の有無を確認する。

4) 学術調査の発掘や、整備のための事前試掘

- ・学術研究上、整備のための事前調査上、重要な箇所等について、必要に応じて実施する。
- ・調査や試掘の必要性を明らかにするとともに、計画的に実施する。

注）以前に地下遺構の有無を確認した箇所において、再度の試掘を伴う事業を実施する場合は、調査の必要はない。

改良（活用整備）

1) 水路の整備

- ・活用のための護岸の再現や景観向上等を目的とした水路の整備は、必要性を明らかにする。
- ・史跡及び水路機能への影響が最小限となるよう配慮する。

2) 建築物の新築・増築・改修・撤去

- ・必要性を明らかにし、史跡及び水路機能への影響が最小限となるよう配慮する。
- ・水路上部（水路に附属する覆蓋構造物上部を含む）への建築物の新築は認めない。

3) 樹木等の植栽

- ・必要性を明らかにし、史跡及び水路機能への影響が最小限となるよう配慮する。
- ・自然環境や景観等との調和を図った在来種を基本とする。

公益上必要な施設に係る新規整備

1) 道路・橋梁の新設・架け替え（拡幅を含む）

- ・事業の必要性と史跡保護の必要性との調和点を明らかにし、史跡及び水路機能への影響が少なくなるよう最大限配慮する。
- ・周辺景観等との調和を図った形態・素材・色彩とする。
- ・計画、設計段階で現状変更について協議を行うとともに、事業者が事前に十分な情報収集を行い、必要に応じて現状変更の許可を得たうえで試掘を行い、地下遺構の有無を確認する。

2) 横断管路の新設・付け替え

- ・事業の必要性と史跡保護の必要性との調和点を明らかにし、史跡及び水路機能への影響が少なくなるよう最大限配慮する。
- ・周辺景観等との調和を図った形態・素材・色彩とする。
- ・計画、設計段階で現状変更について協議を行うとともに、事業者が事前に十分な情報収集を行い、必要に応じて、現状変更の許可を得たうえで試掘を行い、地下遺構の有無を確認する。

3) 道路の附属物の新設・付け替え

- ・道路の附属物とは、標識や信号機等、道路に附属する施設とする。
- ・2)の横断管路の新設・付け替えと同様の扱いとする。

イ 軽微な現状変更（区市の教育委員会の許可が求められる行為）

改良（保存整備）

1) 仮設建築物（工事用プレハブ等）の新築・増築・改修・撤去〔イ〕^注

- ・ 仮設建築物とは、3ヶ月以内の期間限定の小規模建築物で、工事用プレハブ等の建築物とする。
- ・ 必要性を明らかにし、史跡及び水路機能への影響が最小限となるよう配慮する。

2) 工作物の設置・改修・撤去、又は道路の舗装もしくは修繕〔ハ〕^注

- ・ 工作物とは、基礎等（掘削や土地の改変を伴う工事）を必要としない軽微なものとする。
- ・ 「道路の舗装もしくは修繕」とは、未舗装道路のでこぼこの均し、あるいは既に舗装整備が行われている舗装の一部の補修とする。掘削や土地の改変が必要となる行為は、「アの公益上必要な施設に係る新規整備」の1）「道路・橋梁の新設・架け替え（拡幅を含む）」とする。
- ・ 史跡及び水路機能への影響が最小限となるよう配慮する。

3) 横断管路や埋設されている電線等（既存の施設）の改修・撤去〔ホ〕^注

- ・ 横断管路や埋設されている電線等とは、既存のもので掘削が「埋設の際に掘削された範囲」を超えないものに限る。
- ・ 史跡及び水路機能への影響が最小限となるよう配慮する。

4) 道路の附属物（既存の施設）の改修・撤去〔ハ〕^注

- ・ 道路の附属物とは、標識や信号機等、道路に附属する施設とする。
- ・ 史跡及び水路機能への影響が最小限となるよう配慮する。
- ・ 周辺景観等との調和を図った形態・素材・色彩とする。

5) 植生における木竹等の伐採〔ハ〕^注

- ・ 木竹等の伐採とは、根元までの幹の切断とする。
- ・ 掘削や土地の改変を伴う伐採は、「アの改良（保存整備）の3」植生における木竹等の抜根」の取扱とする。
- ・ 必要性を明らかにし、史跡及び水路機能への影響が最小限となるよう配慮する。

改良（活用整備）

1) 史跡の管理に必要な施設の新設・撤去〔二〕^注

- ・ 史跡の管理に必要な施設とは、標識、説明板、境界標（境界石）、囲い（柵）等とする。
- ・ 必要性を明らかにし、史跡及び水路機能への影響が最小限となるよう配慮する。
- ・ 周辺景観等との調和を図った形態・素材・色彩とする。

2) 史跡の活用に必要な施設の新設・撤去〔ハ〕^注

- ・ 史跡の活用に必要な施設とは、誘導のための案内板、ベンチ等とする（建築物は除く）。
- ・ 必要性を明らかにし、史跡及び水路機能への影響が最小限となるよう配慮する。
- ・ 周辺景観等との調和を図った形態・素材・色彩とする。

注）掲載の内容が対応する文化財保護法施行令第5条第4項第一号の項目記号を示す（附属資料4参照）。

附属資料4 文化財保護法等に係る規定

1. 文化財保護法第125条（抜粋）

（現状変更等の制限及び原状回復の命令）

第125条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 第1項の規定による許可を与える場合には、第43条第3項の規定を、第1項の規定による許可を受けた者には、同条第4項の規定を準用する。

4 第1項の規定による処分には、第111条第1項の規定を準用する。

5 第1項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第3項で準用する第43条第3項の許可の条件を付せられたことによって損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。

7 第1項の規定による許可を受けず、又は第3項で準用する第43条第3項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

※下線：文化庁長官の許可が必要となる事項を示している。

※ ：許可の必要がない事項に関して示している。

2. 文化財保護法施行令第5条第4項（抜粋）

第5条第4項 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからトまで及びりに掲げる現状変更等が市の区域内において行われる場合、同号チに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の区域内に属する場合並びに同号又ニに規定する指定区域が市の区域内に存する場合にあっては、当該市の教育委員会）が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等（イからへまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第125条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物（階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が120㎡以下のものをいう。□において同じ。）で3月以内の期間を限って設置されるものの新築、増築、改築又は除却

□ 小規模建築物の新築、増築、改築又は除却（増築、改築又は除却にあつては、建築の日から50年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が150ha以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の第1種低層住居専用地域又は第2種低層住居専用地域におけるもの

ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置、改修若しくは除却（改修又は除却にあつては、設置の日から50年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）

二 法第115条第1項（法第120条及び第172条第5項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置、改修又は除却

- ホ 埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修
 - ハ 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）
 - ト 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育又は当該捕獲した動物への標識若しくは発信器の装着
 - チ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け
 - リ 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却
 - ヌ イからリまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理のための計画を都道府県の教育委員会（当該計画が町村の区域を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該計画が市の区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等
- 二 法第 130 条（法第 172 条第 5 項において準用する場合を含む）及び第 131 条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからヌまでに掲げる現状変更等に係る法第 125 条第 1 項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

3. 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請に関する規則（昭和 26 年 7 月 13 日文化財保護委員会規則第 10 号） 最終改正：平成 17 年 3 月 28 日文化科学省令第 11 号（一部抜粋）

（維持の措置の範囲）

- 第 4 条** 法第 125 条第 1 項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
- 一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の現状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の現状）に復するとき。
 - 二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
 - 三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

（国の機関による現状変更等）

- 第 5 条** 各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第 168 条第 1 項第 1 号又は第 2 項の規定による同意を求めようとする場合には第 1 条及び第 2 条の規定を、法第 168 条第 1 項第 1 号又は第 2 項の規定による同意を受けた場合には第 3 条の規定を準用する。
- 2 法第 168 条第 3 項で準用する法第 125 条第 1 項ただし書の規定により現状変更について同意を求めるとを要しない場合は、前条各号に掲げる場合とする。

4. 文化財保護法第 168 条（抜粋）

（重要文化財等についての国に関する特例）

- 第 168 条** 次に掲げる場合には、関係各省各庁の長は、あらかじめ、文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求めなければならない。
- 一 重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき。
 - 二 所管に属する重要文化財又は重要有形民俗文化財を輸出しようとするとき。

- 三 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の貸付、交換、売払、譲与その他の処分をしようとするとき。
- 2 各省各庁の長以外の国の機関が、重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ、文化庁長官の同意を求めなければならない。
 - 3 第1項第一号及び前項の場合には、第43条第1項ただし書及び同条第2項並びに第125条第1項ただし書及び同条第2項の規定を準用する。
 - 4 文化庁長官は、第1項第一号又は第2項に規定する措置につき同意を与える場合においては、その条件としてその措置に関し必要な勧告をすることができる。
 - 5 関係各省各庁の長その他の国の機関は、前項の規定による文化庁長官の勧告を十分に尊重しなければならない。

5. 文化財保護法第33条、同119条第1項、120条、127条第1項（抜粋）

（滅失、き損等）

第33条 重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、その事実を知った日から10日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

（所有者による管理及び復旧）

第119条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

第120条 所有者が行う管理には、第30条、第31条第1項、第32条、第33条並びに第115条第1項及び第2項（同条第2項については、管理責任者がある場合を除く。）の規定を（中略）準用する。

（復旧の届出等）

第127条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の30日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第125条第1項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。